

## 附属資料



# 1 計画の策定経過

年月日	内容
平成 28 年 6 月 20 日	第 1 回健康づくり推進協議会にて、健康づくりに関する計画策定の説明
平成 28 年 7 月	市民 5,000 人を対象としたアンケート調査の実施
平成 28 年 8 月 23 日	食育推進事業に関する庁内意見調整会議にて、各課で行っている食に関する事業、教室についての情報交換、課題の抽出
平成 28 年 9 月 12 日	食育推進事業に関する庁内意見調整会議にて、市民アンケートの結果報告、結果から読み取れた課題、課題の解決策、市の食育で目指すものについての意見聴取
平成 28 年 11 月 8 日	健康づくり推進協議会委員に対し、アンケート調査結果《各年代統合版》を郵送により報告
平成 28 年 12 月 2 日	第 6 回歯と口腔の健康づくり推進委員会にて、歯科保健計画の取組み等の説明、意見聴取
平成 28 年 12 月	関係各課より、健康づくりに関する計画（案）の意見聴取
平成 29 年 1 月 11 日	第 2 回健康づくり推進協議会にて、健康づくりに関する計画（案）の意見聴取
平成 29 年 1 月 16 日	食育推進事業に関する庁内意見調整会議にて、素案の説明、意見交換
平成 29 年 1 月 27 日 ～2 月 9 日	ホームページを利用した、健康づくりに関する計画（案）に対するパブリックコメントの実施
平成 29 年 2 月 2 日	第 7 回歯と口腔の健康づくり推進委員会にて、歯科保健計画（案）の説明
平成 29 年 2 月 15 日	第 3 回健康づくり推進協議会にて、健康づくりに関する計画（案）の最終確認

## 2 伊豆の国市健康づくり推進協議会設置規則

平成17年8月26日規則第114号

(設置)

**第1条** 市の実情に応じた健康づくり対策を推進するため、伊豆の国市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 協議会は、健康診査、健康教育、健康相談、地区の保健組織の育成等健康づくり事業を円滑に推進するための方策を協議するものとする。

(定数)

**第3条** 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委嘱)

**第4条** 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

(身分)

**第5条** 委員は、非常勤とする。

(任期)

**第6条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第7条** 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第8条** 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長が行う。

(意見の聴取)

**第9条** 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

**第10条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

### 3 伊豆の国市健康づくり推進協議会委員名簿

No.	所属・組織名	氏名
1	田方医師会伊豆の国支部代表	杉本忠彦
2	田方医師会伊豆の国支部代表	土屋和彦
3	田方歯科医師会伊豆の国支部代表	椎貝哲文
4	田方歯科医師会伊豆の国支部代表	寺田浩之
5	田方薬剤師会伊豆の国支部代表	佐藤英樹
6	社会福祉協議会代表	矢田朋枝
7	伊豆の国市赤十字奉仕団代表	近田典子
8	伊豆の国市区連合会代表	幡本均
9	伊豆の国市老人クラブ連合会代表	渡辺政子
10	保健委員会代表	土屋伸子
11	歯と口腔の健康づくり推進委員会代表	佐々木恵美子
12	女性講座代表	横島夕力江
13	東部保健所長	雑賀俊夫
14	救急関係の代表(駿東伊豆消防本部)	水口二三男
15	市立小・中学校代表(大仁中学校養護教諭)	宮崎典子
16	市立保育園長代表(ひまわり保育園)	関野博子
17	市立幼稚園長代表(共和幼稚園)	金子祥子

## 4 伊豆の国市歯と口腔の健康づくり推進委員会委員名簿

	所属・役職名	氏名
1	旭化成ファーマ（株） 大仁統括センター環境安全部（兼） 総務企画部代表	青島 睦
2	ケアマネ連絡会代表	浅井 勇
3	マックスバリュ東海伊豆長岡店代表	伊藤 雅之
4	伊豆の国市民生委員児童委員協議会代表	海野 勝弘
5	伊豆の国市 市民代表	小川 治代
6	伊豆の国市保健委員会代表	小澤 晃
7	伊豆の国市老人クラブ連合会代表 （シニアクラブ伊豆の国）	神田 玉枝
8	三島信用金庫代表	久保坂 謙一
9	伊豆の国市 市民代表	佐々木 恵美子
10	伊豆の国農業協同組合総務課代表	鈴木 啓二
11	（株）TOSEI 総務部代表	鈴木 仁嗣
12	静岡県歯科医師会代表	竹内 純子
13	伊豆の国市田方医師会代表	土屋 素子
14	伊豆の国市 市民代表	鶴岡 眞喜
15	東部健康福祉センター代表	中村 宗達
16	伊豆の国市区長会代表	花村 隆
17	伊豆の国市教育部代表 （教育総務課学校管理係長）	萩原 一英
18	ボランティア連絡会代表	日吉 和代
19	臼井国際産業株式会社大仁工場代表	宮内 廣重
20	伊豆の国市 市民代表	村瀬 しをり
21	静岡県歯科衛生士会代表	村松 美枝子
22	伊豆の国市商工会代表	吉村 正信
23	伊豆の国市 市民代表	和田 礼子
24	田方歯科医師会 伊豆の国支部代表	渡邊 竜司

## 5 伊豆の国市民の歯と口腔の健康づくり推進条例

平成24年3月27日条例第9号

(目的)

**第1条** この条例は、歯と口腔（くう）の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び歯科医師等の責務並びに保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔（くう）の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康づくりの推進及び健康の保持に寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第2条** 歯と口腔（くう）の健康づくりは、歯と口腔（くう）の健康が生涯にわたる健康づくりの推進及び健康の保持に欠かすことのできないものであって、子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめ様々な生活習慣病の予防等に重要な役割を果たすことに鑑み、市民自らが歯と口腔（くう）の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、すべての市民が生涯にわたり良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

(市の責務)

**第3条** 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔（くう）の健康づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

**第4条** 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔（くう）の健康づくりに関する知識及び理解を深め、自ら定期的に歯科健診、歯科医療又は保健指導を受け、生涯にわたって歯と口腔（くう）の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

**第5条** 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔（くう）の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

(保健、医療、福祉及び教育等に関する業務を行う関係機関の役割)

**第6条** 保健、医療、福祉及び教育等に関する業務を行う関係機関並びに当該業務に従事する者は、市民が良質かつ適切な歯科保健医療サービスを受けることができる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性に鑑み、基本理念にのっとり、歯と口腔（くう）の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

**第7条** 市長は、歯と口腔（くう）の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔（くう）の健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口腔（くう）の健康づくりに関する基本的な方針
  - (2) 歯と口腔（くう）の健康づくりに関する目標
  - (3) 歯と口腔（くう）の健康づくりに関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔（くう）の健康づくりを推進するために必要な事項
- 3 市長は、歯科保健医療サービスをめぐる情勢の変化を勘案するとともに、歯と口腔（くう）の健康づくりの推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を見直すものとする。
- 4 市長は、基本計画を定めるに当たっては、別に定める伊豆の国市歯と口腔（くう）の健康づくり推進委員会の意見を聞かなければならない。これを見直すときも同様とする。
- 5 市長は、基本計画を定めたとき又は見直したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（基本的施策の実施）

**第8条** 市は、歯と口腔（くう）の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 幼児期及び学齢期におけるむし歯の予防対策に関すること。
- (2) 成人期における歯周病の予防対策に関すること。
- (3) 高齢期における口腔（くう）機能の維持及び向上のための対策に関すること。
- (4) 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する対応に関すること。
- (5) 歯と口腔（くう）の健康づくりの効果的な実施に資する情報の収集及び調査に関すること。
- (6) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯と口腔（くう）の健康づくりを進める運動をいう。）の推進に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔（くう）の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

（委任）

**第9条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
（伊豆の国市歯周病予防対策委員会条例の一部改正）
- 2 伊豆の国市歯周病予防対策委員会条例（平成17年伊豆の国市条例第134号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊豆の国市歯と口腔（くう）の健康づくり推進委員会条例

第1条中「歯周病の予防対策」を「市民の歯と口腔（くう）の健康づくり」に、「伊豆の国市歯周病予防対策委員会」を「伊豆の国市歯と口腔（くう）の健康づくり推進委員会」に改める。

第2条中「歯周病の予防のための施策」を「歯と口腔（くう）の健康づくりを推進するための計画及び施策」に改める。

（伊豆の国市歯周病予防対策委員会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 前項の規定の施行の際現に改正前の伊豆の国市歯周病予防対策委員会条例第4条の規定によ

り委嘱されている伊豆の国市歯周病予防対策委員会の委員は、改正後の伊豆の国市歯と口腔（くう）の健康づくり推進委員会条例第4条の規定により委嘱された伊豆の国市歯と口腔（くう）の健康づくり推進委員会の委員とみなす。

（伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊豆の国市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中

歯周病予防対策委員会の委員を

歯と口腔（くう）の健康づくり推進委員会の委員に改める。

## 6 伊豆の国市歯と口腔の健康づくり推進委員会条例

平成17年6月20日条例第134号

(改正)

平成24年3月27日条例第9号

(設置)

**第1条** 市民の歯と口腔（くう）の健康づくりを推進するため、伊豆の国市歯と口腔（くう）の健康づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 委員会は、市長の諮問に応じ、歯と口腔（くう）の健康づくりを推進するための計画及び施策を体系的かつ総合的に調査及び審議する。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 歯科医師会及び保健医療関係団体の代表
- (3) 市内で活動する公共的団体の代表
- (4) 市内に所在する事業所等の代表
- (5) 識見を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

**第5条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

**第6条** 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長及び副会長)

**第7条** 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第8条** 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、会長が行う。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第9条** 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊豆の国市条例第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

#### 附 則 (平成24年3月27日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(伊豆の国市歯周病予防対策委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行の際現に改正前の伊豆の国市歯周病予防対策委員会条例第4条の規定により委嘱されている伊豆の国市歯周病予防対策委員会の委員は、改正後の伊豆の国市歯と口腔(くう)の健康づくり推進委員会条例第4条の規定により委嘱された伊豆の国市歯と口腔(くう)の健康づくり推進委員会の委員とみなす。

## 7 アンケート調査の概要

### 1. アンケート調査の方法

- ① アンケート期間 平成 28 年 7 月 13 日(水)～平成 28 年 8 月 1 日(月)
- ② 調査対象区域 伊豆の国市にお住まいの方
- ③ 対象者 0 歳以上 80 歳未満の男女
- ④ 配布方法 郵便で発送
- ⑤ 回収方法 郵便で回収

### 2. 回収率、調査率

	総計	0～12 歳	13～19 歳	20～64 歳	64 歳以上
① 配布数	5,000 件	700 件	800 件	2,700 件	800 件
② 回収数	1,439 件	257 件	202 件	602 件	378 件
(内無効回答数)	21 件	2 件	2 件	5 件	12 件
③ 有効回答数	1,418 件	255 件	200 件	597 件	366 件
④ 回収率	28.8%	36.7%	25.3%	22.3%	47.3%

### 3. 集計結果の見方

#### (1) 単純集計

- ・各表の合計人数は有効回答者数とし、非該当を除いた数である。
- ・単位は、人(%)である。人数は複数回答を含む有効回答者数である。
- ・構成比は四捨五入したため、合計数値が 100%と一致しない場合がある。
- ・また、複数回答は回答者数の割合で算出しているため、100%を超える。